

平成 22 年度 高知県環境審議会 議事録

日時：平成 23 年 2 月 4 日（金）13:30～15:30

場所：高知サンライズホテル 2 階「向陽」

出席者委員：アウテンボーガルト委員、石川委員、一色委員、岩神委員、内田委員（副会長）、岡村委員（会長）、康委員、島内委員、高橋委員、多々良委員、長門委員、西川委員、林委員、藤原委員、細川委員、増岡委員、松本委員、明神委員、矢野委員、横川委員、依光委員

事務局：林業振興・環境部長、林業環境政策課長、環境共生課長、環境対策課長、食品・衛生課長、鳥獣対策課長

司会（松下補佐）

ただ今から「平成 22 年度高知県環境審議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、たくさんお集まりいただきましてありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただきます、林業環境政策課の松下と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議は、審議会の委員 24 名のうち、現在 21 名の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第 6 条によりまして、本会議が成立することを、まず報告させていただきます。

会議に先立ちまして 1 点お願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきたいと思っております。それでは早速でございますが、開会にあたりまして、林業振興・環境部長の臼井からご挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

臼井部長

県の林業振興・環境部長の臼井でございます。よろしくお願い致します。

高知県環境審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様にはご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、この度は、環境審議会委員の委嘱を快くお引き受けいただき、感謝申し上げますとともに、常日頃から県の環境行政にご協力いただいておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。さて、この環境審議会は環境基本法と自然環境保全法に規定された合議制の必置機関でありまして、県の条例に基づき、高知県内の生活環境や自然環境といった環境全般に関する重要事項について調査、審議する非常に重要な審議会でございます。

本日は委員改選後、初めての環境審議会ですが、それぞれの委員の皆様におかれましては、これから 2 年間、その専門知識を十二分に発揮していただき、県の環境行政へのご支援、ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事でございますが、昨年の審議会でも県から諮問させていただきました、「環境基

本計画」と「廃棄物処理計画」につきまして、「環境基本計画」は第三次計画の素案を、「廃棄物処理計画」は答申案をそれぞれご審議いただくこととなっております。

また、報告事項としましては、これまでの各部会での審議経過や結果などをご報告いただく予定でございます。委員の皆様におかれましては、是非、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

次に、この場をお借りしまして県の取組をいくつかご紹介させていただきます。

まず一つ目は、当審議会の答申を受け、県が策定しております「高知県環境基本計画第二次計画」に基づく大きな柱の一つでもあります、「地球温暖化への対策」について、今後10年間の総合的な対策を盛り込んだ「地球温暖化対策実行計画」の策定作業を、現在進めております。

今回の実行計画では、環境に配慮した低炭素社会づくりを基本理念として、本県の強みであります森林や日照時間等の地域資源を最大限活用しまして、持続可能な低炭素社会づくりと産業振興を両立させる重点的な取組をしてみたいと思います。

そのため、エネルギーの地産地消を掲げまして、木質バイオマス、太陽光エネルギー、小水力発電の導入など、本県の特質を活かした地球温暖化対策を推進してまいります。

なお、後ほど、会議次第7「審議・報告事項」の(3)「その他」の方で、所管する担当課から詳細をご報告させていただきます。

次に、「高知県環境基本計画第二次計画」の中に位置付けております「低炭素社会のトップ・プランナー」を標榜する先駆的な取組として、オフセットクレジット、J-V E R制度と言うものですが、この制度の活用がございます。

県では全国に先駆けまして、環境省の創設したJ-V E R制度によりオフセットクレジットを創出し、森林資源の有効活用と地域の経済活性化に繋げるべく、環境先進企業などへクレジットの販売をしてみました。こうした中で、都道府県J-V E R制度によりプログラム認証を受け、「高知県J-V E R」として全国レベルで市場流通が可能となるオフセットクレジットの創出に向けて、現在4町、1団体が登録されております。

本日、県内初のクレジットが認証され、今月中にも発行される予定となっております。

今後、県としましても、これまでに培ってまいりました販売実績などのノウハウを活かしながら、県のクレジットとともに「高知県J-V E Rクレジット」の販売促進をサポートしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、世界全体では大きな国際会議が頻繁に開かれ、環境に対する関心や注目度が集まる中、国内においても地球温暖化対策をはじめとする大きな政策が打ち出されようとしています。

今年2011年は国連が定めます「国際森林年」でございまして、世界的行事として植樹や森林祭などのイベントが各地で開催されることとなっております。

本県におきましても、国内外の動向を注視しながら、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の3つの社会づくりに、さらに積極的に進めていきたいと考えております。

そういった意味でも、この審議会が果たすべき役割や重要性は高く、今後とも委員の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会（松下補佐）

続きまして、本日の会議は、先ほど部長の挨拶にもありましたが、委員改選後の最初の会議となりますので、改めて委員の皆様をご紹介させて頂きたいと思います。

お手元の資料に付けてございます、「高知県環境審議会委員名簿」の順番に沿ってお名前を読ませていただき、ご紹介に代えさせて頂きたいと思います。

まず、四万十川すみずみツーリズム連絡会会長 アウテンボーガルト千賀子委員です。

高知大学教育研究部自然科学系理学部門教授 石川慎吾委員です。

高知女子大学生生活科学部教授 一色健司委員です。

物部川 21 世紀森と水の会副代表 岩神篤彦委員です。

続きまして、くらしを見つめる会代表 内田洋子委員です。

高知大学教育研究部自然科学系理学部門教授 岡村眞委員です。

高知大学教育研究部総合科学系生命環境医学部門教授 康峪梅委員です。

高知大学教育研究部自然科学系理学部門准教授 島内理恵委員です。

高知県連合婦人会副会長 高橋美智委員です。

財団法人高知県のいち動物公園協会副園長 多々良成紀委員です。

次に、香美市教育委員会教育長 時久恵子委員ですが、所要のため本日は欠席となっております。

続きまして、高知工業高等専門学校機械工学科教授 長門研吉委員です。

高知工業高等専門学校機械工学科教授 永橋優純委員ですが、本日所用のため欠席となっております。

いの町環境課長 西川修二委員です。

次に、この度新たに委員になっていただきました、高知県生活協同組合連合会事務局長 林須賀委員です。

株式会社西日本科学技術研究所代表取締役所長 福留脩文委員でございますが、本日は所用のため欠席でございます。

次にこの度新たに委員になっていただきました、高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授 藤原拓委員です。

高知県自然観察指導員連絡会副会長 細川公子委員です。

社団法人高知県猟友会副会長 増岡久男委員です。

気候ネットワーク・高知代表 松本和子委員です。

高知市環境部長 明神公平委員です。

次に、新たに委員になっていただきました、社団法人高知県薬剤師会常務理事 矢野光委員です。

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門教授 横川和博委員です。

高知大学農学部名誉教授 依光良三委員です。

以上で委員 24 名のご紹介を終わらせていただきます。

なお、委員の皆様の委嘱状につきましては、大変失礼ながらお席の方に置かせていただいております。今後とも引き続きどうぞよろしく願いいたします。

次に、連絡事項でございますが、本会議は県が定めております審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして公開で行い、審議内容につきましてもインターネットで公開す

ることとなっていますのでご了承ください。

それでは、次の会長及び副会長の選出に移らせていただきたいと思います。冒頭にもご説明させていただきましたが、本日の審議会は委員改選後初めての会議となりますので、初めに会長の選出からお願いしたいと思います。

なお、会長が選出されるまでの間におきましては、これまで第一次の計画の策定から関わっていただきまして、前回の会長選出時にも進行役をお願いした石川委員に会議の進行をお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、石川委員、お願いいたします。

石川委員

それでは仮議長を務めさせていただきます、石川です。

会議次第の4にあります「会長の選出」を行いたいと思います。

審議会条例第5条に基づきまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。どなたか、ご推薦いただけませんかでしょうか。

一色委員

これまでも会長として、各委員の意見を調整し、円滑な議事の進行をされてこられました岡村委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

石川委員

それではご異議がないようですので岡村委員を会長として決定いたしたいと思います。

審議会条例第6条によりますと、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、この席を岡村委員と交代したいと思います。

司会（松下補佐）

石川委員ありがとうございました。それでは岡村会長、前の方へお願いいたします。

岡村会長

ただ今、会長にご推挙いただきました岡村でございます。

今後ともよろしく願いをいたします。

県のさまざまな政策の中、環境関係の施策も着実に進んでおり、いろいろな例がございますけれども、代表的には植物のレッドリストというものが10年の歳月をおいて改定されております。

その中には173種の種が追加されております。この10年にわたって検討委員会の委員さん、そして作業部会の委員さんに熱心な議論をいただきました。

これはすべて今後10年、あるいは今後100年の高知県の将来の環境すべての指標基準となっていくわけでありまして、極めて科学的な議論を進めるうえで大切なものです。

このような日頃からの皆様のご活躍あるいはご尽力に頭が下がる思いでございます。

この地球上にいろいろな多様性が必要であることは申すまでもございませぬし、私たちは種の多様性とも言っておりますが、他には環境の多様性も必要でございます。

それから遺伝子の多様性、最近問題になっておりますいわゆる農作物、家禽類も含めて、私たちが生きていくためには、遺伝子的には、大量に作り食べていかなければならない。種の多様性、遺伝子の多様性のないところに非常に大きな問題が生じてきていると私は感じております。

種の多様性、あるいは生態系の多様性に関する問題の一つは、高知県においてはシカの食害によって山が荒廃している。いろんな生態系があつてこそ動植物が生命維持できるシステムがございますが、それがあつて一種の動物の爆発的な増殖、高次の消費者の増殖によって生態系それ自体が壊され、今後、災害に繋がっていく可能性も高いということです。

国際的にも国内的にも、県内にもいろいろな意味のいろいろな生きものが同時に生きていく社会こそ、私たちの生存を保障してくれるものであると感じさせられる、毎日のいろいろなニュースに接しているところでございます。

これからも皆様方のご熱心な議論の中で会議を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に会次第の4にあります「副会長の選出」を行います。

審議会条例第5条によりまして、副会長も委員の互選で決めることとなっております。

副会長の選出にあたり、どなたか副会長を皆様の中からご推薦いただけますでしょうか。

もし、ご推薦がないようでしたら、私のほうからご提案させていただきたいと思います。

これまでも副会長を務めていただきました内田委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

内田副会長

どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

岡村会長

次に会議次第5、「会議録署名委員の指名」を行います。

運営規程によりまして、会長が指名することになっておりますので、私のほうから明神委員さんと林委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に会議次第6、「部会の編成」に移りたいと思います。

部会に属する委員につきましては、審議会条例第7条に基づきまして会長が指名することとなっておりますが、事務局の方で部会の構成案がございましたらご提案をお願いします。

鶴岡課長

事務局の鶴岡でございます。部会の構成案をお手元にお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今お配りしました高知県環境審議会委員名簿(案)についてご説明いたします。

名簿の左側から各委員のご氏名、役職等を記載しており、その右側には各委員にお願いします「総合部会」「水環境部会」など、合わせて5つの部会名を示しております。

それらを縦方向に見ていただきまして、印をつけてあります各部会へ皆様に入っていた

だきたいと考えております。

それぞれの部会の部会長は二重丸、副部会長は丸、委員は三角で記載しております。こちらを事務局案として提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岡村会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました委員名簿（案）により、指名を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ご異議がないようでございますので、この委員名簿のとおり、部会の委員を指名させていただきたいと思っております。

それぞれの部会での審議などお願いすることもあるかと思っておりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に会議次第の7「審議・報告事項」に移りたいと思っております。

部会報告等につきまして、①の総合部会から③の温泉部会までは各部会からの報告をいただきまして、④の生活環境部会については部会報告と併せ、環境審議会から県に対し、「高知県廃棄物処理計画」の答申を行うことの最終確認を行いますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに、①の総合部会について、一色総合部会長から報告をお願いします。

一色委員

（総合部会の審議報告を説明）

岡村会長

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、次にまいります。

水環境部会から、島内水環境部会長からお願いします。

島内委員

（水環境部会の審議報告を説明）

岡村会長

ありがとうございました。ただ今の説明について何かご質問等ありませんでしょうか。

特にないようでしたら次に移りたいと思っております。

次に温泉部会の横川温泉部会長からお願いいたします。

横川委員

（温泉部会の審議報告を説明）

岡村会長

ありがとうございました。ただ今の説明について何かご質問等ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、次に移りたいと思います。

生活環境部会については内田生活環境部会長からご報告をお願いします。

内田副会長

(生活環境部会の審議報告を説明)

岡村会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきましてご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。

よろしいでしょうか。特にないようでしたら次に移りたいと思ひます。

それでは昨年 1 月に県から諮問がありました「高知県廃棄物処理計画」について、県の方へ答申したいと思ひますが、皆様ご承諾いただけますでしょうか。

ご異議ないようですので、後ほど会議次第の 8 のほうで答申を行うことといたします。

以上で各部会の報告を終了いたします。ありがとうございました。

では議事を先へ進めます。

会議次第第 7 の (2) ですが、「高知県環境基本計画第三次計画 (素案)」について、審議を行います。

まずはじめに、事務局から説明をお願いいたします。

鶴岡課長

(高知県環境基本計画第三次計画 (素案) について説明)

岡村会長

ありがとうございました。要点を含めて掻い摘んでご説明いただきました。

事前に委員の皆様にはご意見いただいた上での素案でございます。

ただ、全体を俯瞰されまして、ご意見等ございましたら、ここで伺いたいと思ひます。非常に見やすい資料を作ってください、また、用語解説も随時整理されるようです。

それでは、全体の 5 年間の戦略、あるいはお互いの分野間の全体のバランス等で何かございましたら、是非この場でご発言をお願いいたします。

内田副会長

ご説明ありがとうございます。

第三次計画の本文のところの 44 ページ、最後にご説明いただきましたが、やはり高知県にこうした計画があるということを県民の方に知っていただくことがものすごく重要なことだと思ひます。

そのあたりも、今回より追記していただいた計画の普及・啓発という面におきまして、実効あるものにしていただきたいと思ひます。質問というよりは今後に生かしていただくための意見です。

鶴岡課長

貴重なご意見ありがとうございます。

現在、県では産業振興計画を策定しており、それぞれの会議があるときに、挨拶の中には是非とも入れておくようにという知事の言明もありまして、そうした形の周知の仕方もあるのではと思っております。

私ども林業振興・環境部の会でも関連する部分があれば、この第三次計画に基づいてこうしたことをやっていますというようないのり書きを、入れさせてもらうような工夫もしていきたいと考えております。

依光委員

これまでの計画に、これからの問題として出てくる課題をどう反映させるのかが私自身もよく分らなかったのですが、問題は水環境とか自然環境に関わってグローバル化の中で日本の水や森林が危ないといったことが言われ、新たな買占めが始まっていて、高知県下でもそうしたことを少し聞きます。

その場所が非常に重要な滝であったりすることもあり、そこから水をとっていくのは自由だということになれば、水環境は、地域の環境資源という視点からは、今後非常に大きな問題になりはしないかと危惧しているわけです。

この第三次計画の場合は、この枠組みがこれまでの延長と若干変わる部分がありますが、現状認識、これからの課題として、地域の環境資源として重要なものについて、そういう方向でいいのかという問題があるので、そこについてもう少し議論していただければと思います。

白井部長

今、言われているのは外国人による森林の売買ということだろうと思います。

新聞等の報道がありましたのでご存知かと思いますが、現在、国で調査しまして、北海道で4ヶ所、兵庫県で1ヶ所が海外資本によって森林が売買されているということです。

高知県では我々の調べたところではそういった実績はないと聞いております。

ただ、依光先生がご心配のように外国資本だけでなく、国内のブローカーによって売買されるということは懸念されますので、国でも一定の売買の届け出制や規制を検討していかねばならないということを知っておりますし、国等の全体の法制度の中で重要な森林や水を守っていく対策が必要ではないかと思っております。

ただ、それらが重要であるという書き込みはできますが、どういった規制になりますという具体的な書き込みは難しいのではないかと考えております。

依光委員

今の段階では、行政が規制するのは森林の所有権の問題だとかが国レベルで整備されていないので、非常に難しいと思います。

ただ、保安林制度などの行為規制によって、開発については規制できる部分があると思いますが、規制のできない面もかなり出てくる可能性があります。

ですから、今の仕組みの中では、所有者の意識あるいは地域の意識としてこの環境や水は守っていかなければならないという視点から啓発すべきではないかと思われま

臼井部長

県民全体・国民全体で貴重な森林資源・水を守っていくべきだという考えで、そういった取組についての記載はできると思いますので、検討していきたいと思います。

岡村会長

検討したうえで、是非反映していただくようお願いいたします。

松本委員

質問です。資料 5 の 3 ページにある基本構想の中の「2 位置付け・役割」の右側に、環境指標という言葉がありますが、これは県独自で指標を定めるのかどうか。

この辺について詳しく説明をお願いします。

鶴岡課長

それぞれ指標というのがありますが、高知県の場合は政策を重点的にやっていこうということで絞込みをしております。

第二次計画では 9 つでしたが、それをもっと県民に分かりやすい形で努力していくということを、それぞれ 5 つの分野で抜き出しをしまして、今回 17 項目に増やしているところです。

こちらの第三次計画で言いますと、39 ページにそれぞれの分野ごとに、どういうものを達成していくのか具体的に記入しております。

岡村会長

ご質問の意味は、例えば水環境部会であればいろいろ環境指標がございまして、河川の A ランクから AA ランクの規定がございます。

それは生活の規定と安全に関する規定がありまして、そういうことをずっとやってきたわけですが、それに対して達成しているか、どういう努力があったかといったことを示しております。

依光委員

46 ページの非常に細かな用語の問題ですが、下の自然共生社会づくりの左下の「希少野生動植物の保全」とあります。

上の方の清流保全や生活環境の保全は、いわばコンサーベーションで利用を前提とした保全ということで良いと思いますが、希少野生動植物はどちらかというと保護、プリザベーションの方ではないかと思います。

石川委員

希少野生動植物の場合は利用しませんので、依光先生の言うように保護が適切だと思います。

また、第三次計画の 16 ページに「生態系サービス」という言葉がありますが、普通、生物多様性の価値のなかで「生態系サービス」というと、いわゆる有用物に関わるものでは

なく、間接的なサービスに限って言うことが多いので、この文章は一般的に理解されている「生態系サービス」とはちょっと違うことから、書き直したほうが良いと思います。

「生態系サービス」というのは、健全な生態系が維持されているときに我々が受ける恩恵のことですので、気候の緩和だとか正常な水、物質の循環だとか、間接的に受ける恩恵に限って使われることが多いです。

鶴岡課長

また、お聞きして手直しします。貴重なご意見ありがとうございます。

岡村会長

環境系は時間が過ぎていくとどんどん新しい言葉ができます。

従来、日本語にはなかった概念みたいなものがどんどん含まれてきていますので、きちんと抑えていかなければ誤解されかねないので、定義を確認したうえで進めていただけますようお願いいたします。

一色委員

総合部会の中で議論はしていないのでこの計画案にはあまり詳しく書かれてないのですが、私個人の問題意識をお話しておきたいと思います。

これは今後、県としてどういう施策をするのかということにも関わってくると思います。

ここでは環境の保全とか高知県の強みとして豊かな自然環境が謳われていますが、一方で産業振興計画の中で環境ビジネスを広げていこうという形で、産業の浮揚あるいは県としての経済的な浮揚施策を考えられています。

その時に、今まで高知県の強みとして自然環境が豊かだと言ってきましたが、例えばそれをビジネスと結び付けようと思うとやはり経済的な価値としてどの程度あるのかということの数値化することが今後必ず必要になってくるだろうと思います。

正確にいつごろだったか覚えていませんが、以前県で、四万十川の環境を維持するためにどのくらいならお金を負担していいのかという調査をされたことがあったと思います。

その際、確か調査対象は県内だけでなく県外の方も含めていたように思います。

そういう形で、守ることによって経済的な価値を自己負担でどの程度認めるのか調べたうえで、自己負担してでも守ってもらいたい河川として認めようという意見が非常にたくさんあったということがありました。

今後、環境ビジネスでいろいろな環境資源を利用していくということと併せて、保全することによって見いだされる価値というものに対してどれだけの経済価値を与えるのかということを経済指標の中に入れていくことを考えていかなければならないと思います。

例えばJ-VER制度はある意味で二酸化炭素の放出ということに限っていますが、森林の価値を経済的な価値に置き換えて保全を進めるという考え方ですが、それをもう少し広げていって、高知県版としてどういうふうな形で流用させていくのかを考えていかなければならないのではと思っています。

技術的には難しい問題もあろうかと思いますが、一方で自然環境の保全、もう一方で環境ビジネスというものを平行して進める上で、うまい仕組みをこれから考えていく必要が

あると思っています。

岡村会長

ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。

特にないようですのでこれで質疑やご意見をいただく時間を終了させていただきます。

各委員の意見を踏まえまして、事務局で計画案を作成する時点におきましても、素案を基に総合部会で審議を継続していきたいと思っておりますので、総合部会の委員の皆様、引き続きお願いいたします。

次に「その他」についてですが、まず①の「高知県地球温暖化対策実行計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

鍋島課長

(高知県地球温暖化対策実行計画について説明)

岡村会長

ただ今のご説明にご質問等がありますか。

アウテンボーガルト委員

今、説明のあった資料のグラフを見ていて、家庭からの 11%というのは大きくて自分自身、主婦として少しショックです。

先ほどの第三次計画の時に県民に啓蒙することが必要だというご意見がありましたが、やはりこれも先ほどの環境指標のところで 1 日あたり 956 g の数値がはっきり示されていたように、そうしたことをもっと PR していただいたら、私たち主婦も努力しやすく、はっきりした取組ができるのではないかと思います。

第二次計画の冊子も私が委員になって手にしたものかと思いますが、この冊子を家に置いておくと、家族が見て県がこうした取組をしていることを初めて知り、息子が「意外と分かりやすく書いている」と言っていたものですから、特に県民に大いに関係がある部分だけでも良いのではっきりとした数値など分かりやすく示していただき、県民のみんなの手に渡る形にしていけば、この数字ももっと改善されるのではないかと思います。

鍋島課長

委員からのお話については、計画の策定委員会の中でも言われておりまして、できるだけ分かりやすく記載するということと併せまして、例えば家庭部門で、電気の消灯をこまめにするとか、エアコンをこまめに切り替えるといったことで何 g 削減できますということが分かる表がございますので、そういったものをお付けして、県民の皆様の削減行動を推進していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

岡村会長

県民への分かりやすいアピールをお願いします。

他の部会からも出ていますが、人口の自然減ということで、努力して勝ち得た数字なの

か、自然減が結果的にもたらした数字なのかを区別して分かるようにしていく必要があると思います。

分かりやすく説明することは大変難しいことであると思いますが、そこがしっかりしていないと努力が報われないこととなりますので、よろしくお願いします。

他になければ次にまいります。

続きまして「高知県災害廃棄物処理計画」について事務局から説明をお願いします。

國沢課長

(高知県災害廃棄物処理計画について説明)

岡村会長

次に会議次第の 8 にございます「答申」に進みたいと思います。

それでは県から諮問のありました高知県廃棄物処理計画について答申を行いますので、執行部の代理者の方は前のほうへお願いいたします。

それでは答申を読ませていただきます。

高知県知事 尾崎正直様 高知県環境審議会 答申 平成 22 年 1 月 28 日付け 21 高環対第 1447 号で諮問のありました下記のことについて、慎重な審議を行い、別添のとおり実施することが適当であると認めました。

なお、この計画が的確に実施されるよう、関係者に対して十分な普及啓発を行ってください。

記 高知県廃棄物処理計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

以上でございます。よろしくお願いします。

それでは会議次第 9 の「その他」に進みます。

事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

鶴岡課長

特にございません。

岡村会長

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。

閉会にあたりまして、臼井部長から一言お願いいたします。

臼井部長

本日、委員の皆様には様々な意見を頂きました。

環境に関する様々な課題がございますが、県としても積極的に環境保全に努めていくことを考えておりますので、今後とも皆様からご意見、ご指導、ご鞭撻をいただけますようお願いを申し上げまして、本日最後のご挨拶とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。